

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。
国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してる。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届書又は申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民文化部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、定期的に情報管理を統括している部署による特定個人情報のアクセスログの記録や確認を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署	市民文化部保険年金室	生活文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署	市民文化部保険年金室長 桜井 伸仁	市民課長	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民文化部保険年金室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計測か	平成29年3月30日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計測か	平成29年3月30日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	I-1 ②事務の概要	国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している。 ①被保険者の資格取得の届出 ②任意加入被保険者の資格取得の申出 ③資格喪失の届出 ④死亡の届出等 ⑤任意脱退の承認申請 ⑥資格喪失の申出 ⑦氏名変更の届出や報告 ⑧住所変更の届出や報告 ⑨手帳再交付の申請 ⑩日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑪裁定請求書等の受理 ⑫受給権者現況届、所得状況届等の受付 ⑬付加保険料納付の申出 ⑭付加保険料納付の辞退申出 ⑮国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当の届出	国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届書又は申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供	事後	
	I-1 ②事務の概要	⑯付加保険料納付該当の届出 ⑰付加保険料納付非該当の届出 ⑱中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 ⑲保険料免除に関する届出 ⑳保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出㉑保険料免除及び若年者納付猶予の申請 ㉒保険料学生納付特例の申請 ㉓保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 ㉔学生納付特例不該当及び学生納付特例取消申請の届出		事後	
令和1年5月27日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和1年5月27日	II-2 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	II-3 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	IV リスク対策	(記載項目なし)	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年5月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月28日	II-3 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月1日	II-3 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月8日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署	生活文化部市民課	市民文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅳ-8 人手を介入させる作業	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年6月20日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年6月18日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市 本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市 本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重 県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212	事後	主となる問合せ先に変更はない